### 総合評価方式の制度概要

本市では、公共工事の品質を確保するため、「公共工事の品質確保の促進に関する法律」、いわゆる品確法に基づく総合評価方式を導入しています。

本市が導入する総合評価方式の型式(タイプ)は、技術提案を求めるなど同法の趣旨がより反映される「標準型」です。

<本市が導入している総合評価方式「標準型」の具体的内容>

#### 1 総合評価方式の型式(タイプ)

標準型 (技術提案を求めるタイプ)です。

#### 2 対象工事

制限付一般競争入札により契約を締結する工事のうち、予定価格が1億5千万円以上で、かつ技術的工夫の余地が大きい工事とします。(災害復旧工事など緊急を要する工事等は対象外。)

※ 技術的な工夫の余地の大きい工事とは、施工上のコスト面、工事目的物の性能・ 機能面又は施工現場の周辺環境面等に係る一般的な工夫若しくは高度な施工技術に 関する専門的な工夫のうちいずれかについて提案を求める余地のある工事を指しま す。

### 3 評価項目・加算点・配点

- ①「企業の技術力(実績、経験等)に対する評価」が、7項目で1.35点
- ②「配置予定技術者の技術力(実績、経験等)に対する評価」が、4項目で1.05点
- ③「企業の地域社会に対する貢献度」が、14項目で3.6点
- ④「施工計画の適切性」が、上限6点
- ⑤「技術提案」が、上限8点 以上、5つの評価項目(会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱別表第2を標準とする。)とし、合計で20点を加算点とします。

#### 4 総合評価の方法

総合評価の方法は、標準点 100 点と評価項目ごとの加算点との合計である「技術評価点」を当該入札者の入札価格で除した値(評価値)の大小をもって行う「除算方式」によるものとします。

技術評価点(標準点 100 点+加算点(最大 20 点)) 評価値 = \_\_\_\_\_\_\_\_ × 1,000,000 入札価格(税抜き)

- ※ 「×1,000,000」 …… 数値を見易くするための措置
- ※ 評価値は小数点以下の有効桁数を設けない。

#### 5 落札の決定方法

落札者の決定方法は、入札参加資格要件を満たしていて、かつ、入札価格が予定価格 以内である入札者のうち、「評価値」の最も高い者を落札者とします。

ただし、評価値が全く同数値の者が2名以上のときは、くじにより決定します。

なお、入札価格が低入札価格調査の調査基準価格を下回る場合は、失格基準価格以上で、かつ低入札価格調査の結果、適正な施工が確保されると判断されることが必要になります。

### 6 学識経験者からの意見聴取

総合評価方式により入札を実施しようとする際には、学識経験者から意見を聴取します。

<意見聴取の時期等>

- ① 落札者決定基準を定めようとするとき
- ② 落札者を決定しようとするとき
  - (※ ②は、学識経験者が意見聴取の必要があると判断した場合のみ)

#### 7 技術提案の方法

入札参加者は、市が示す「発注案」に対して施工方法等の提案がある場合には、その 提案内容を技術提案書として提出することとします。(※提案がない場合には、その旨 を技術提案書に記載する。)

#### 8 技術提案の審査

技術提案書等の審査は、市が設置する総合評価技術審査会において行います。 なお、審査にあたり、必要があると認められる場合には、入札参加者より技術提案等 についての説明を求める場合があります。

#### 9 評価内容の担保

請負者が入札の際に提出した技術評価点申請書等の記載に基づき工事を履行しなかった場合で、再度施工することが困難な場合等においては、次の措置を検討します。

<措置内容>

- 契約金額の減額
- ・ 損害賠償の請求
- 入札参加停止措置
- 工事成績評点の減点

また、自然災害等の不可抗力による場合を除き、技術提案を履行できないときは、定められた算出方法により算出される違約金(契約金額の10分の1に相当する額を限度とする。)を支払わなければなりません。

## 会津若松市建設工事総合評価方式実施要綱別表第2 (第8条関係)

1 企業の技術力(実績、経験等)に対する評価(1.35点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 施工能力	0.15 点	過去 10 年以内に公共工事における同種	0.15 点
(公共工事)		工事(元請)において、請負金額が指定	
		金額以上の施工実績がある場合	
		上記以外	0 点
(2) 工事成績	0.3点	過去5年以内に本市発注の同種工事(元	0.3点
(本市発注工事)		請)において、工事成績が80点以上の	
		施工実績がある場合	
		過去5年以内に本市発注の同種工事(元	0.15 点
		請)において、工事成績が75点以上80	
		点未満の施工実績がある場合	
		上記以外	0 点
(3) 優良建設工事	0.3点	過去 10 年度以内に本市優良建設工事表	0.3点
表彰(本市表彰)		彰の受賞実績がある場合	
		上記以外	0 点
(4) 品質管理能力	0.15 点	IS09001 の認証を取得している場合	0.15点
		上記以外	0 点
(5) 安全管理	0.15 点	過去1年以内に安全管理措置の不適切等	0.15点
		を事由として会津若松市入札参加停止等	
		措置基準による入札参加停止措置を受け	
		ていない場合	
		上記以外	0 点
(6) 若年技術者の	0.15 点	直近の経営規模等評価結果通知書(総合	0.15 点
育成及び確保		評定値通知書)における「若年の技術職	
		員の継続的な育成及び確保」及び「新規	
		若年技術職員の育成及び確保」の項目に	
		該当している場合(2項目該当)	
		直近の経営規模等評価結果通知書(総合	0.075
		評定値通知書)における「若年の技術職	点
		員の継続的な育成及び確保」又は「新規	
		若年技術職員の育成及び確保」の項目に	
		該当している場合(1項目該当)	
		上記以外	0 点
(7) 建設キャリア	0.15 点	建設キャリアアップシステムに登録し、	0.15 点
アップシステム		当該現場で運用する場合	
(CCUS)		上記以外	0 点

## 2 配置予定技術者の技術力(実績、経験等)に対する評価(1.05点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 施工能力	0.3点	過去 10 年以内に公共工事における同種	0.3点
(公共工事)		工事(元請)において、請負金額が指定	
		金額以上の工事経験(監理技術者、主任	
		技術者又は現場代理人)がある場合	
		過去 10 年以内に公共工事における同種	0.15 点
		工事(元請)において、工事経験(監理	
		技術者、主任技術者又は現場代理人)が	
		ある場合。上記を除く。	
		上記以外	0点
(2) 工事成績	0.3点	過去 10 年以内に本市発注の同種工事	0.3点
(本市発注工事)		(元請)において、工事成績が80点以	
		上の工事経験(監理技術者、主任技術者	
		又は現場代理人)がある場合	
		過去 10 年以内に本市発注の同種工事	0.15 点
		(元請)において、工事成績が 75 点以	
		上 80 点未満の工事経験(監理技術者、	
		主任技術者又は現場代理人)がある場合	
		上記以外	0 点
(3) 優良建設工事	0.3点	過去 10 年度以内に本市優良建設工事表	0.3点
表彰(本市表彰)		彰の受賞実績がある場合	
		上記以外	0 点
(4) 資格保有	0.15 点	指定した資格を保有して3年以上の経験	0.15 点
		のある場合	
		上記以外	0 点

## 3 企業の地域社会に対する貢献度(3.6点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
(1) 障がい者雇用	0.15点	法定義務のある企業にあっては法定雇用	0.15点
		率以上の障がい者雇用、法定義務のない	
		企業にあっては障がい者雇用のある場合	
		上記以外	0点
(2) 環境配慮	0.15 点	IS014001の認証を取得している場合	0.15点
		上記以外	0点
(3) 地元業者活用	0.6点	当該工事の請負金額の80%以上を地元業	0.6点
		者(下請を含む。)により施工する場合	
		当該工事の請負金額の 60%以上を地元業	0.3点
		者(下請を含む。)により施工する場合	
		上記以外	0点
(4) 働く女性応援	0.15 点	福島県次世代育成支援企業認証制度によ	0.15点
		る「働く女性応援」の認証を取得してい	
		る場合	-
		上記以外	0 点
(5) 仕事と生活の	0.15 点	福島県次世代育成支援企業認証制度によ	0.15 点
調和		る「仕事と生活の調和」の認証を取得し	
		ている場合	
		上記以外	0点
(6) 新分野進出	0.15 点	平成 13 年以降に建設業以外の分野へ進	0.15 点
		出し、企業としての経営基盤強化に取り	
		組んでいる場合	
(=) - 11 (> 1+4 =	0 0 1	上記以外	0点
(7) 入札参加者の	0.6点	会津若松市内に本社又は本店が所在する	0.6点
所在地		場合	0 0 5
		会津若松市内に支店、営業所が所在し、	0.3点
		同支店等を入札参加資格登録している場	
		合 Land	0 E
(0) 4=1,=,=	0 2 <del>L</del>	上記以外	0点
(8) ボランティア	0.3点	過去3年間以上継続して会津若松市内で   企業としてのボランティア活動の実績が	0.3点
活動		企業としてのホラフティア活動の美額か   ある場合	
			0 上
(O) %队日~~+n	0 15 上	上記以外	0点 0.15点
(9) 消防団への加	0.15 点	本市の消防団に過去1年間以上継続加入	0.13 点
入		している者を1名以上雇用している場合	0 点
(10) 《宝协宁	0 15 占	上記以外	
(10) 災害協定	0.15 点	本市との災害時応援に係る協定締結があ   る場合	0.15 点
			0点
(11) [公录) 千卦	0.6点	上記以外   過去3年度間継続して、自社において本	
(11) 除雪活動	0.0 从	旭云3年度同極祝して、日任において本   市との除雪業務(融雪剤散布を含む。以	0.6点
		巾との味当果務(融当角畝巾を含む。以   下同じ。)に係る契約実績がある場合又	
		「PJ U。/ に	

		は自社が所属する団体等において本市と	
		の除雪業務に係る履行実績がある場合	
		過去3年度以内に、自社において本市と	0.3点
		の除雪業務に係る契約実績がある場合又	
		は自社が所属する団体等において本市と	
		の除雪業務に係る履行実績がある場合	
		上記で得点ができない場合、過去3年度	0.15点
		以内に、自社において国、県又は本市の	
		区域内に存する公共施設の指定管理者の	
		いずれかが発注した除雪業務の契約実績	
		がある場合	
		上記以外	0点
(12) 新卒・離職者	0.15点	過去1年以内に本市区域内に住所を有す	0.15 点
の雇用		る新卒者又は離職者を1名以上雇用(正	
		規雇用)している場合	
		上記以外	0点
(13) 雇用の維持	0.15点	従業員数(正規雇用)が1年前より増加	0.15点
		又は同数を維持している場合	
		上記以外	0点
(14) 男女共同参画	0.15点	過去に会津若松市男女共同参画推進事業	0.15点
		者表彰の受賞実績がある場合	
		上記で得点できない場合、会津若松市男	0.075
		女共同参画推進条例第6条(事業者の責	点
		務)に基づいた取組みがある場合	
		上記以外	0 点

## 4 施工計画の適切性(6.0点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
施工計画	上限6点	工程計画、工程管理計画、 品質管理計画、安全管理計	配点の範囲内で 工事毎に設定
		画等の適切性	

# 5 技術提案(8.0点)

評価項目	配点	評価基準	評価点
工事の特性に応じて	上限8点	評価項目に応じた提案毎の	配点の範囲内で
設定する技術提案		適切性及び優位性	工事毎に設定